

学内奨学金について（案内）

① 春学期授業料の減免 （キャンパスガイド P29 より）

名称	目的	種類	減免額 (令和5年度年額)	対象	備考
授業料の減免	<p>家計支持者に次のような事情の急変が生じ、学費の支弁が著しく困難となった学生を救済するため</p> <p>(1)家計支持者が死亡した場合</p> <p>(2)天災または火災のため、居住家屋が壊滅的損害を被った場合</p> <p>(3)傷病により、長期の治療又は療養を要することになった場合</p> <p>(4)家業又は勤務先企業の倒産等により、失業した場合</p>	減免	国の修学支援新制度による授業料等減免適用を前提とし、その残額すべてまたは2分の1を減免します(事実発生の翌期に限る)	各学部	4月10日までに、学生担当へ手続きが必要です。

② 春学期学費の徴収猶予 （キャンパスガイド P29 より）

名称	目的	種類 (猶予期日)	対象	備考
学費の徴収猶予	<p>次のような理由で、学費を期日までに納めることができない学生を救済するため</p> <p>(1)授業料の減免の事情(1)～(4)に準ずる場合</p> <p>(2)家計支持者の収入が著しく減少した場合</p> <p>(3)日本学生支援機構奨学生又は各種奨学生で、奨学金を学費に充当する場合</p> <p>(4)その他家計が困窮している場合</p>	学費徴収を猶予 (当該学期の通常講義最終日まで)	各学部	4月10日までに、学生担当へ手続きが必要です。

③ 貸与奨学金

(キャンパスガイド P29 より)

名称	目的	種類	貸与額 (令和5年度年額)	対象	備考
貸与奨学金	家計事情により学費の支弁が困難になった学生を救済するため	貸与 (無利息)	学費またはその2分の1相当額 ただし、国の修学支援新制度による授業料等減免の適用を受ける場合は、貸与額の調整を行います	各学部	4月10日までに、学生担当へ手続きが必要です。 採用は3回以内または貸与総額100万円以内です。

①～③の奨学金について、可否は審議の上決定されます。

さらに詳しいことは学内ホームページ（キャンパスガイド諸規程）を参照してください。

願書の提出締切

4月10日（月）17:00

※この日までに願書および必要書類を提出しないと受付できません。

※希望者は事前に学生担当にご相談ください。

春学期学費の徴収猶予

(キャンパスガイド P29 より)

名称	目的	種類 (猶予期日)	対象	備考
学費の 徴収猶予	次のような理由で、学費を期日までに納めることができない学生を救済するため (1)授業料の減免の事情(1)~(4)に準ずる場合 (2)家計支持者の収入が著しく減少した場合 (3)日本学生支援機構奨学生又は各種奨学生で、奨学金を学費に充当する場合 (4)その他家計が困窮している場合	学費徴収を猶予 (当該学期の通常講義最終日まで)	大学院生	4月10日までに、学生担当へ手続きが必要です。

可否は審議の上決定されます。

さらに詳しいことは学内ホームページ（キャンパスガイド諸規程）を参照してください。

願書の提出締切

4月10日（月） 17:00

※この日までに願書および必要書類を提出しないと受付できません。

※希望者は事前に学生担当にご相談ください。